

取締役の会社に対する責任 (ダスキン事件控訴審、蛇の目ミシン事件 上告審を題材にして)

弁護士 草地 邦晴

1 はじめに

株式会社の取締役は、会社に対して善管注意義務(会社法330条・民法644条)、忠実義務(会社法355条)を負っており、取締役がこれらの義務に違反して株式会社に損害を与えた場合には、会社に対してこれを賠償する責任を負っている(会社法423条)。

平成5年に商法が改正(財産上の請求でない請求に係る訴えとして、印紙代が低額に固定)され、株主代表訴訟の提起が容易になって以降、株主が会社のために取締役の責任を求める訴訟の提起は広く行われるようになった。

その典型例は、プロジェクトへの参加・投資や関連会社への融資が最終的に会社への損害を与えたようなケースが多く、この場面においては、原則としていわゆる経営判断の原則が妥当する。従って、取締役には広い裁量を与えられていると考えられ、「過去の経営上の措置が善管注意義務及び忠実義務に違背するとしてその責任を追求するためには、その経営上の措置を執った時点において、取締役の判断の前提となった事実の認識に重要かつ不注意な誤りがあったか、あるいはその意思決定の過程、内容が企業経営者として特に不合理、不適切なものであったことを要するものと解するのが相当」(※1 その他多数の判決が採用している)とされており、こうした経営判断の原則を採用して取締役の責任が否定されているケースは少なくなかった(上記の詳細は、拙著「株主代表訴訟に関する最近の動向について」ライブラリ NO. 21 参考)。

しかし、近時、法令違反や重大な事故の隠蔽が大きくマスコミに取り上げられ、その結果会社経営そのものが危うくなるようなケースが散見されるようになり、取締役ら経営陣の責任が社会的にも法的にも追求される場面が増えてきた。

これと並行して、コンプライアンス、CSR といった言葉が定着しつつあり、会社の法令遵守に対する社会的な期待・要求は日増しに強くなっているといっても過言ではなく、会社法の制定においても、

これを組織的に担保する仕組みとして内部統制システムの構築義務(348条3項4号・4項 施行規則98条 362条4項6号 施行規則100条)が明文化されるに至った。

こうした流れの中で、特に法令遵守義務と違反行為を防止するための効果的な内部統制システムの構築義務というものは、より高度なレベルで取締役に要求されるようになってきていると考えられ、また企業不祥事発生時の危機管理体制や対応方法についても、より高度な注意義務が課されるようになってきていると思われる。

今回は、こうした点が問題となった最近の判決例を取り上げたい。

2 大阪高裁平成18年6月9日判決(ダスキン事件 ※2)

- (1) この事件は、ダスキン社が経営するミスタードーナツが食品衛生法上使用が許されていない添加物の含まれた肉まんを販売し、販売禁止や罰金などに処された事件で、マスコミに隠蔽工作等が大きく報道されて売上を大きく減じ、多額の加盟店に対する補償金等の出費を余儀なくされたことに対して、取締役の責任が問われた株主代表訴訟である。
- (2) 1審(大阪地裁平成16年2月22日判決※3)では、a 品質確保のために必要な措置を講じなかったとされる点については、原材料の仕入先に関しては、ISO9002 認証取得会社である等の事情から「一定の品質管理体制を有していると信頼したとしてもこれを非難できない」ことや原材料規格書の徴収や追跡可能性の確保等を行っていることから義務違反を否定し、b 法令遵守体制の構築についても、危機管理行動チェックリスト、取締役会への報告義務、社員研修による違法行為に対する対応体制の定め、企業不祥事に対する危機管理セミナーの開催等が行われていたことから、義務違反は否定したが、c 事実を知らずながら適切な措置を講じなかった特定の取締役について、「具体的な法令に違反する可能性のある事実を認識した以上、担当取締役から合理的な説明(例えば、既にとった具体的な対応策や客観的な証拠を示しての法令違反の事実がない等の説明)がされるなどの特段の事情が認められない限り、役員協議会(取締役会)に対して報告するか、少なくとも業務執行機関の最高責任者である代表取締役社長等に報告しなければならない善管注意義務を負うに至るものと解

する。」として善管注意義務違反を認定し(約5億5000万円の賠償認容)、d 他の取締役らが、事実を知った後に販売の事実を積極的に公表しなかった点については、損害との因果関係がないとして、善管注意義務違反の有無を判断しないまま、その請求を棄却していた。

- (3) これに対して、控訴審判決は、1 審の abc については基本的に同様であるが、d については他の取締役らに対しても善管注意義務を肯定しその責任を認めた(約2億1000万円の連帯)。

注目されるのは、その判示内容である。取締役らは公表の有無は経営判断の問題であると主張していたが、これに対して判決は次のように述べた。「しかしながら、それは、本件混入や販売継続及び隠蔽のような重大な問題を起こしてしまった食品販売会社の消費者及びマスコミへの危機対応として、到底合理的なものとはいえない。

すなわち、現代の風潮として、消費者は食品の安全性については極めて敏感であり、企業に対して厳しい安全性確保の措置を求めている。未認可添加物が混入した違法な食品を、それと知りながら販売したなどということになると、その食品添加物が実際に健康被害をもたらすおそれがあるのかどうかにかかわらず、違法性を知りながら販売を継続したと言う事実だけで、当該食品販売会社の信頼性は大きく損なわれることになる。ましてや、その事実を隠蔽したなどということになると、その点について更に厳しい非難を受けることになるのは目に見えている。それに対応するには、過去になされた隠蔽とはまさに正反対に、自ら進んで事実を公表して、既に安全対策がとられ問題が解消していることを明らかにするとともに、隠蔽が既に過去の問題であり克服されていることを印象づけることによって、積極的に消費者の信頼を取り戻すために行動し、新たな信頼関係を構築していく途をとるしかないと考えられる。…

従って、…現に行われてしまった重大な違法行為によって、ダスキンが受ける企業としての信頼喪失の損害を最小限度に止める方策を積極的に検討することこそが、このとき経営者に求められていたことは明らかである。ところが、前記のように、一審被告らはそのための方策を取締役会で明示的に議論することもなく、「自ら積極的に公表しない」などというあいまいで、成り行き任せの方針を、手続き的にもあいまいなままに黙示的に事

実上承認したのである。それは到底「経営判断」というに値しないものというしかない。」

- (4) 「食品」業界においては、安全性にかかわる違法行為が会社の経営を危うくするほどの危機的状況を招くことは、すでにいくつかの実例が示しているところではあるが、そうした場合に取りべき方途についてまで述べている点は、かなり踏み込んだ判断を行った印象が強い。特に、この事案では、判決から見る限りでは、国内では未認可の添加物とはいえ、海外では使用されている国も複数あり、通常の使用量では健康への影響もないとされているもののように、放置すれば直ちに人の健康や安全に害が及ぶことが明らか、という事案でもなかったようであるが、判決はこれにはかかわらないものとしている。

こうした判断の射程が、食品以外の分野あるいは人の健康や安全等に直ちには結びつかない法令違反等の場合に、どの程度まで及ぶのか、今後の事例の蓄積を見る必要があると思われるものの、法令違反等があったときの企業としての対応、危機管理体制の構築に与える影響は大きいと言わざるを得ないだろう。

3 最高裁判平成18年4月10日判決(蛇の目ミシン事件 ※4)

この事案は経緯が複雑であるため詳細は割愛するが、ごく単純化すると、仕手筋に多数の株式を取得された株式会社の取締役が、脅迫されて回収見込みのない300億円の融資の形をとった利益供与を行ったという事案である。

控訴審(東京高判平成15年3月27日※5)は、「いかに脅迫されているとはいえ、A社にとって、外部に対し全く理由の立たず、かつ返済のあてのない300億円を融資の形で利益供与することは、本来会社としてはできないことであって、これを認めた他の取締役についても、本来的に責任を免れない」「少なくとも300億円の融資の形をとった利益供与行為について、外形的には忠実義務違反、善管注意義務違反があったとすることができる。」としながら、「Y2が、心労を重ね、冷静な判断ができない状況の中で、Kにうまく書かされた面が否定できず、Y2としては、同念書を書いた時点で、その後の300億円の喝取といった事態を予想できたとは認められないから、Y2が念書を書いたことをもって、直ちに過失があったと認めることはできない。」として、義務違反を認めながらも過失

を否定して、請求を棄却していたものであるが、これに対して、最高裁は、次のように判示し、その過失を認めて、原審を破棄、高裁に差戻した。

「証券取引所に上場され、自由に取り引きされている株式について、暴力団関係者等会社に好ましくないと判断される者がこれを取得して株主となることを阻止することはできないのであるから、会社経営者としては、そのような株主から、株主の地位を濫用した不当な要求がされた場合には、法令に従った適切な対応をすべき義務を有するものというべきである。…Aの言動に対して警察に届け出るなどの適切な対応をすることが期待できないような状況にあったということから」過失を否定することはできない。

「会社から見て好ましくないと判断される株主が議決権等の株主の権利を行使することを回避する目的で、当該株主から株式を譲り受けるための対価を何人かに供与する行為は、上記規定にいう「株主の権利の行使に関し」利益を供与する行為というべきである。」

原審では、精神的に追い詰められ、脅迫まで受けていた取締役が責任を認めることは結論の妥当性を欠くとの判断があったものと思われるが、最高裁はこうした事情については重視せず、専門家たる取締役に対してより強い法令遵守を求めたもので、取締役の責任について最高裁としてのスタンスを明確にしたと見ることもできよう。

4 このように、近時の社会情勢の中で、取締役の責任に対して、司法は厳しい解釈を行う方向にあるように思われる。

その背景には、前記したようないわゆる企業の法令違反、そしてその隠蔽が、会社の存続を危うくする事案が多く見られるようになったことや、会社が株主のものであるとの認識が強くなってきたこと、他方で、会社の危機管理体制や内部統制システムの構築の重要性が認識され、企業の社会的責任が強く意識されるようになってきたことなどがある。

また、経営判断の原則の根底にある経営者の萎縮的効果の排除が、取締役の責任制限の規定の整備や、D & O 保険(会社役員賠償責任保険)・株主代表訴訟特約などの整備などによって、有る程度担保されているという状況も、これを裏から支えているように思われる。

いずれにしろ、今後もこうした傾向は続くと思われるところであり、特に法令違反に対しては慎重な

対応が求められると言えよう。

- ※1 大阪地判15.10.15 金融商事判例 NO. 1178 19頁
- ※2 判例タイムズ 1214号115頁
- ※3 判例タイムズ 1172号271頁
- ※4 判例タイムズ 1214号82頁
- ※5 判例タイムズ 1133号271頁